

◇ 営業秘密管理指針

Q : 経済産業省から「営業秘密管理指針(案)」というものが公表されたそうですが、その内容を教えてください。

A : 企業の秘密情報が不正競争防止法によって保護される要件について解説するとともに、具体的な営業秘密の管理方法について指針を示しています。

【解説】

不正な手段により営業秘密を取得・使用・開示する行為は、不正競争防止法にもとづく差止請求・損害賠償請求の対象となりますが、営業秘密が法的に保護されるためには、まず企業みずからが相当の注意を払って情報を管理していることが求められます。そのための具体的な営業秘密の管理方法として、この「指針」では次のような点をあげています。

- ・書類には「社外秘」等の記載により営業秘密であることを明示し、施錠されたキャビネットに保管する等の管理を行う。
- ・従業員の秘密保持義務を契約書や社内規則で明示する。特に、退職者や派遣社員の義務について契約上明らかにする必要がある。
- ・取引先との契約に先立って情報の開示が必要なときは、まず守秘義務のみを内容とする秘密保持契約を締結する等の対策をとる。
- ・みずからが損害賠償義務を負わないために、他社から得た情報が自社の情報に混入しないよう配慮する。また、中途採用にあたっては、その者が元の職場に対して負っている守秘義務の内容を確認する。

